

特区制度の今後の進め方について

2026年1月20日

大槻 奈那
垣内 俊哉
越塚 登
菅原 晶子
中川 雅之

1. 「日本成長戦略」の実現や「地域未来戦略」の推進への寄与

昨年10月に発足した高市内閣においては、強い経済をつくり、日本列島を強く豊かにするとの至上命題の下、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資の促進等により我が国経済を更に成長させるための「日本成長戦略」の実現や、地方が持つ伸び代を生かし、国民の暮らしと安全を守るための「地域未来戦略」の推進を掲げている。

このたび、日本成長戦略の実現に向けた国家戦略特区制度の活用に関する方針が示された。これは産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成という国家戦略特区制度の目的に正に合致するものであり、大いに歓迎すべきものである。

国家戦略特区制度の運営は、規制・制度改革を自己目的化させるのではなく、経済成長の実現に寄与するという目的意識を持ってなされることは言うまでもない。今後、取組を進めるに当たっては、日本成長戦略を実現するための規制・制度改革ニーズを把握し、国家戦略特区担当大臣が先導して、各戦略分野の関係大臣に積極的な働きかけを行い、国家戦略特区制度を活用した成長戦略実現を図っていくことが不可欠である。

また、「地域未来戦略」の推進に当たっては、産業クラスターの形成や地域活性化など、経済社会へのインパクトを意識した取組が行われることを期待したい。

特に、スーパーシティ型特区に指定されている大阪府・市においては、夢洲、うめきた2期で実施してきた先端的サービスの社会実装に向けた取組を新たなフィールドにも展開する旨、つくば市においては、これまでの取組の社会実装に重点的に取り組んでいく旨の区域方針の見直しを昨年7月に行った。また、連携“絆”特区については、宮城県・熊本県では半導体関連産業の拠点形成、福島県・長崎県ではドローンの活用等の新技術の早期実装に向けた取組などが行われている。これらの区域では、自治体や事業者による特例措置の活用や規制・制度改革提案が積極的に行われているところ、こうした観点から、「地域未来戦略」で議論されている、地域ごとの産業クラスター形成をはじめとする地域活性化においても、これらの特区の取組が大きな役割を果たすことが期待される。

2. 地方の活力向上への寄与

従来、特区制度は、地方発の規制・制度改革という色彩を有しながら、地方創生にも寄与してきた。地方の経済社会の構造改革による活力向上は、日本全体の活力の向上につながるものであり、今後も必要な取組を継続すべきである。この取組を実効あらしめるためには、前回会議でも述べたとおり、改革意欲の高い地域・自治体が大変重要な役割を担う。特区制度による社会の変革をともに目指す志のある地域・自治体を増やしていくためには、特区制度自身が、魅力的であり、かつ、魅力的なものであることが伝わらなければならない。

具体的には、地域や自治体のニーズ、急速に変動する社会需要に迅速に対応することができるよう、内閣府と規制・制度所管官庁が手を取り合って、前回会議で提示された、提案から方針決定までの期間をできるだけ半年以内とする目標を引き続き追求し、スピード感を持った対応を行うことを強く求めたい。併せて、規制・制度改革提案の「集中募集」に当たっては、「地域未来戦略」の推進はもとより、AI・半導体、造船、GX、バイオ、宇宙、コンテンツなど、成長戦略17分野についても、フィジカルAIの社会実装、大規模製造拠点の再生推進、産業拠点形成に伴う地域インフラの整備や利用、発展途上の新産業形成・新技術開発を促す枠組みづくり、公共空間の商業的利活用などの視点を示して提案を求めるなど具体的なイメージを持って働きかけを行うことも求めたい。

また、特区制度の活用の仕方や、その活用によって社会の景色が変わるという具体的なイメージをより持てるよう、ユーザー視点の情報発信の強化や相談機会の充実も必須である。併せて、特区の取組のモデルケースを全国に広めるなど、プロモーションの強化にも一層の力を入れるべきである。

加えて、特区制度は、国家戦略特区のほか、構造改革特区、総合特区があるが、これら3つの制度の特色や枠組みを活かした効果の最大化を図る取組の更なる推進も望まれる。たとえば、国家戦略特区の指定区域外の地域のアイディアも取り入れながら、経済社会の構造改革を強力に進める観点から、昨年6月に改組し、制度間連携の機能を持つこととなった「国家戦略特区等ワーキンググループ」も最大限活用の上、特例措置の全国措置化の推進に留まらず、提案内容の検討段階から、全国で活用可能な構造改革特区の活用を視野に入れた運用を行うなど、地方の活力向上の一翼を担う制度としても、一層の取組の深化を期待したい。